なお、選択期間内に、入会書面を提出しない場合、または上記①から④までのいずれかについて了承せずもしくは所定の期間内に履行しない場合には、会員資格を継続することができず、退会会員となる。

但し、退会会員となった場合であっても、平成23年度の年会費を既に支払い済みの場合には、平成23年度（平成22年10月１日～平成23年９月30日）中に限り、従前の正会員または平日会員料金において、本件ゴルフ場でプレーすることができるものとして取扱う。

4　プレー権の継続会員への付与

本件ゴルフ場会員が、前項の継続会員となることの意思表示を選択期間内に行って所定の手続を履践し、かつ拠出期間内に権利変更後の預託金債権を債権譲渡による方法で現物拠出したとき（平日会員資格を追加取得する場合には追加支払金の金銭拠出の履行もしたとき）は、更生会社は、継続会員から南総倶楽部の基金に対する預託金債権の債権譲渡について、継続会員及び南総倶楽部に対し異議なく承諾するものとし、実行日に、南総倶楽部は、継続会員に対し、本件ゴルフ場及び南総倶楽部の定款・会員規則等に従うことを条件として、プレー権を付与するものとする。なお、かかるプレー権の付与により、継続会員の本件ゴルフ場会員に基づく地位（資格）は、継続されるものとする。

5　南総倶楽部の基金に現物拠出される預託金債権の金額及び付与されるプレー権の内容

継続会員が、南総倶楽部の基金に対して、債権譲渡して現物拠出する権利変更後の預託金債権の金額（以下「再入会基準額」という）は、原則として、正会員については１口当たり115万円、平日会員については１口当たり46万円（以下「平日会員再入会基準額」という）とする。

なお、この他に本節第３、６⑶ないし⑸により平日会員資格を追加で取得する場合で追加支払金が生じる場合の追加支払金も、同様に南総倶楽部の基金に対して、金銭拠出しなければならない。

再入会基準額の債権の現物拠出及び前記追加支払金の金銭拠出は、拠出期間内になされることを要し、拠出期間内に拠出を行わなかった会員の預託金債権は、拠出を行わなかった限度で退会会員預託金債権になるものとする。この場合、本節第２、３⑵にいう80％の免除の時期については、本節第２、３⑵の規定に関わらず、拠出期間満了日の翌日とする。

また、入会書面提出日において、本件ゴルフ場会員の正会員資格を有する者は、正会員としてのみ、平日会員資格を有する者は、平日会員としてのみ、それぞれ会員資格を継続することができる（但し、本節第３、６⑶及び⑷のとおり、正会員が平日会員資格を追加取得することができる）。

正会員及び平日会員の有するプレー権の内容は、別表19（省略）「南総カントリークラブ会員規則」第６条に記載のとおりである。

6　複数会員口を有する会員の取扱い（権利の変更と弁済方法を含む）

⑴　分割未了会員の取扱い

更生会社が平成11年７月ころに実施した正会員権の分割を承諾しなかった額面850万円、1000万円、1200万円及び1600万円の正会員については、預託金債権の金額を500万円毎の会員口単位及びその額未満の金額の会員口単位として当該複数口に正会員権が分割されたものとして取扱い、かつ当該500万円未満の金額については、本節第２に規定する「正会員超過部分」として取扱うものとする。

具体的には、以下のとおりである。

①　額面850万円の正会員：500万円の１口と350万円の１口の計２口とする。但し、本節第３、６⑷のとおり、正会員超過部分を200万円と選択した場合に限り、500万円の１口、200万円の１口と150万円の１口の計３口とする。

②　額面1000万円の正会員：500万円毎の計２口とする。

③　額面1200万円の正会員：500万円毎の２口と200万円の１口の計３口とする。

④　額面1600万円の正会員：500万円毎の３口と100万円の１口の計４口とする。

⑵　本件ゴルフ場会員が会員資格を複数口保有する場合

本件ゴルフ場会員のうち、正会員資格または平日会員資格について、複数の会員口を保有する場合、当該会員は、当該会員口毎に、選択期間内に会員資格を継続するか否かを決定することができ、会員資格を継続する口については継続会員として、会員資格を継続しない口については退会会員として、それぞれ取り扱われるものとする。

⑶　正会員が平日会員資格を１口追加取得する場合の権利の変更と弁済方法（額面1200万円及び1600万円の正会員）

額面1200万円及び1600万円の正会員において、当該正会員資格に対応する会員口の預託金債権が500万円を超える（正会員基準額部分を超え正会員超過部分が発生する）場合、当該会員は、当該500万円を超える金額に相当する口に関し、選択期間内に限り、下記の条件により平日会員資格を追加で取得する旨の意思表示を行い、かつ下記②前段の場合には追加支払金の拠出をすることなく、もしくは下記②後段の場合には差額の追加支払による金銭拠出をすることにより、１口の平日会員資格を取得することができる。

①　正会員超過部分を本節第２、２⑵①の規定に関わらず、正会員基準額部分とみなして、同項を適用して免除（免除率77％）その他の権利の変更を行う。

②　［額面1200万円の正会員（正会員超過部分が200万円のとき）］

①に基づき正会員基準額部分とみなされた正会員超過部分の権利変更後の金額が平日会員再入会基準額である46万円と同額であることから、南総倶楽部の基金に対して追加支払金の拠出をすることなく、当該権利変更後の債権を債権譲渡による現物拠出により、拠出期間内に南総倶楽部の基金に対して拠出することにより、平日会員資格を１口取得する。

［額面1600万円の正会員（正会員超過部分が100万円のとき）］

①に基づき正会員基準額部分とみなされた正会員超過部分の権利変更後の債権及び当該債権額と平日会員再入会基準額である46万円との差額を、それぞれ債権譲渡による現物拠出及び差額の追加支払による金銭拠出により、拠出期間内に南総倶楽部の基金に対して拠出することにより、平日会員資格を１口取得する。

⑷　正会員が平日会員資格を１口または２口追加取得する場合の権利の変更と弁済方法（額面850万円の正会員）

額面850万円の正会員は、500万円を超える金額に相当する口に関し、選択期間内に限り、下記のいずれの正会員超過部分とするかを選択のうえ、下記の条件により平日会員資格を追加で取得する旨の意思表示を行い、かつ正会員超過部分を350万円と選択した場合には差額の追加支払による金銭拠出により、下記のとおり、１口または２口の平日会員資格を取得することができる。